

平成 22 年度 (平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日)

みよし市まちづくり土地利用条例の

施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、住民に公表いたします。

平成 22 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

特定開発事業

平成 22 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は、27 件でした。この中で、開発事業の中止等のため取り下げされた件数は 2 件で、手続きを終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 6 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中です。

詳しくは別表をご覧ください。

小規模開発事業

平成 22 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 65 件で、条例の手続きはすべて終了しました。

詳しくは別表をご覧ください。

その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）に該当する案件はありませんでした。

みよし市まちづくり審議会の意見

平成 23 年 4 月 21 日(木)に開催された、みよし市まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

平成22年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日受付分）は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

構想届出書 単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書の提出がなされた件数	開発計画書の提出がされていない件数	取下げ
1	1	0	0

開発計画書 単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
27	21	0	4	2	43.76

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	0	0

協議後開発計画書 単位：件

助言・勧告しなかった件数	処 理 状 況				協議後開発計画書の未提出	命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ		
21	21	0	0	0	0	52.86

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	1	0

工事完了届 単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
21	6	0	0	15	221.2

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

(2) 特定開発事業（開発計画書の提出があった案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他 1	合計
住環境保全区域A		1	1		1				3
住環境保全区域A・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域B		1	1						2
住環境保全区域B・教育環境保全区域		1	3						4
住環境保全区域C			1						1
住環境保全区域C・教育環境保全区域		2							2
農業保全区域					1		1		2
農業保全区域・教育環境保全区域									0
農業保全区域・防災調整区域									0
自然保全区域									0
集落居住区域			3						3
集落居住区域・教育環境保全区域・防災調整区域								1	1
教育環境保全区域				1					1
防災調整区域									0
指定なし			1	5				1	7
合計		5	11	6	2	0	1	2	27

1：その他=従業員駐車場兼工事用車両置場兼資材置場・工事用車両置場

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ
65	65	0	0	0

(2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他 2	合計
住環境保全区域A		15	1					2	18
住環境保全区域A・教育環境保全区域		16						1	17
住環境保全区域B			1					1	2
住環境保全区域B・教育環境保全区域			2					2	4
住環境保全区域C			2					2	4
住環境保全区域C・教育環境保全区域									0
農業保全区域							2		2
農業保全区域・教育環境保全区域						1	1	1	3
農業保全区域・防災調整区域							1		1
自然保全区域									0
集落居住区域			3	2	1	3		2	11
集落居住区域・教育環境保全区域						2			2
教育環境保全区域									0
防災調整区域					1				1
指定なし									0
合計		31	9	2	2	6	4	11	65

2：その他=事務所3・住宅兼事務所2・住宅兼店舗2・農業用倉庫2・薬局・幼稚園（増築）

3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

(1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

（特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用）

単位：件

件数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
0			